

高額療養費等の支給の流れ

組合員や70歳未満の被扶養者の方が、手術などで入院をすると、医療費が高額になることがあります。その際に組合員が医療機関の窓口で支払う金額、その後に自動給付される高額療養費、一部負担金払戻金の額の例は次のとおりです。

【医療費総額 1,000,000 円、組合員本人が入院の場合】

① 医療機関の窓口で支払う金額

300,000 円 (医療費総額 1,000,000 円の 3 割負担)

※医療費総額は一つの医療機関で、月初から月末までの診療した分です。

たとえば、2月20日から3月10日まで入院した場合は、2月分、3月分とそれぞれで計算します。

② 自動給付される高額療養費、一部負担金払戻金の額

医療機関から公立学校共済組合栃木支部（以下、栃木支部という。）に医療費総額の7割分の請求がくるのが、2～3月後になります。その診療報酬明細書から組合員の自己負担額を算出し自動給付します。

栃木支部では、算出処理をした月の翌月の5日（土日、休日の場合は、翌日になります。）が給付日となります。

◎ 組合員の標準報酬月額が28万円以上～53万円未満（適用区分ウ）の場合

ア 高額療養費

212,570 円 (300,000 円－87,430 円 (自己負担額))

イ 一部負担金払戻金

62,400 円 (87,430 円－25,000 円、百円未満切捨て)

合計 **274,970 円** が給付され、最終的な自己負担は、**25,030 円** となります。

◎ 組合員の標準報酬月額が53万円以上～83万円未満（適用区分イ）の場合

ア 高額療養費

128,180 円 (300,000 円－171,820 円 (自己負担額))

イ 一部負担金払戻金

121,800 円 (171,820 円－50,000 円、百円未満切捨て)

合計 **249,980 円** が給付され、最終的な自己負担は、**50,020 円** となります。

【計算式】

ア 自己負担額（適用区分イ）

167,400 円 + (医療費総額－558,000 円) × 1%

イ 自己負担額（適用区分ウ）

80,100 円 + (医療費総額－267,000 円) × 1%

ウ 高額療養費

窓口負担額（医療費総額×3割）－自己負担額

エ 一部負担金払戻金

自己負担額（適用区分イ）－50,000円（百円未満切捨て）

自己負担額（適用区分ウ）－25,000円（百円未満切捨て）

【その他】

- ・ 一部負担金払戻金は、被扶養者の場合は、家族療養費附加金といいます。
- ・ 被扶養者で未就学児の場合は、窓口負担は、2割となります。
- ・ 限度額適用認定証を使用した場合
窓口負担は、300,000円から高額療養費を除いた額となり、上記の自己負担額となります。
一部負担金払戻金のみが、後日、自動給付となります。